

江南市建築行為等に係る道路後退用地の整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築行為等に係る道路後退について、当該道路後退に係る後退用地の道路としての整備を促進するために必要な事項を定め、もって安全で良好な居住環境の形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路後退 市道のうち建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により後退した線をその道路の境界線とみなす行為をいう。
- (2) 建築行為等 法第2条第1号に規定する建築物又は敷地を造成するための擁壁を建築若しくは築造することをいう。
- (3) 後退用地 道路後退を要する道の境界線と道路後退により境界線とみなされる線の間を介在する土地をいう。
- (4) 整備 後退用地を当該後退用地が接する道の現況と原則として同じ形態に整備することをいう。
- (5) 所有者等 後退用地の所有者又は建築行為等を行う者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱の規定は、所有者等が道路後退を要する土地において、建築行為等を行った後又は行う場合に適用する。

(建築制限等)

第4条 所有者等は、後退用地内に建築行為等又は水道メーター、柵等を設置してはならない。

(後退用地整備の協議)

第5条 所有者等は、後退用地を無償で使用することを承諾するときは、江南市が当該後退用地を一般公共用道路として整備するのに支障のない状態としたうえで、後退用地整備に係る届出書（様式第1）を市長に提出し、後退用地の整備その他の事項について協議しなければならない。

2 前項の後退用地整備に係る届出書は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近の案内図
- (2) 配置図

- (3) 後退用地の求積図
- (4) 誓約書(様式第2)
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(後退用地整備)

第6条 市長は、前条第1項の協議による合意に基づき、後退用地の整備を行う。ただし、自己用以外の住宅の後退用地を整備する場合は、この限りでない。

(後退用地の非課税措置)

第7条 市長は、第5条第1項の協議による合意に基づき、後退用地の整備を行う場合は、当該後退用地の固定資産税及び都市計画税について非課税措置を講ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。